

役員の報酬及び費用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員の報酬及び費用等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用等とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、日当、手当、手数料の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員は無報酬とする。

(交通費)

第4条 役員には、職務に関して要した交通費を支給する。

(費用)

第5条 協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この規程は、公益社団法人への移行登記の日より施行する。